

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳述書

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

※入札方法に関する問合せ

静岡地方裁判所(本庁) 執行官室(電話番号054-255-8534)

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 26 日

静岡地方裁判所民事部

裁判所書記官 山 田 萌 里

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 24 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 12 月 1 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 12 月 8 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 9 年 1 月 5 日 午前 9 時 50 分 場 所 静岡地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 12 月 9 日 午後 1 時 00 分から 令和 8 年 12 月 9 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 26 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、期間入札において買受申出がないときは、開札日の翌日に特別売却が実施されます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	4,940,000 3,952,000	一括	988,000	30,504	0
1	2,900,000				
2	30,000				
3	650,000				
4	1,360,000				

物 件 目 録

- 1 所 在 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢
 地 番 9 5 番 3 7
 地 目 宅地
 地 積 1 4 5. 1 4 平方メートル

- 2 所 在 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢
 地 番 9 5 番 3 9
 地 目 宅地
 地 積 1. 2 7 平方メートル

- 3 所 在 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢
 地 番 9 5 番 4 2
 地 目 宅地
 地 積 3 2. 6 9 平方メートル

- 4 所 在 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢 9 5 番地 3 7
 家屋 番号 9 5 番 3 7
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 4 8. 0 3 平方メートル
 2 階 4 9. 9 2 平方メートル
 (未登記附属建物 1)
 種 類 物置
 構 造 折板葺軽量鉄骨造平家建

物 件 目 録

床 面 積 約 9 平方メートル

(未登記附属建物 2)

種 類 物置

構 造 折板葺軽量鉄骨造平家建

床 面 積 約 12 平方メートル

物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 16 日

静岡地方裁判所民事部

裁判所書記官 山 田 萌 里

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢
 地 番 9 5 番 3 7
 地 目 宅地
 地 積 1 4 5. 1 4 平方メートル
- 2 所 在 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢
 地 番 9 5 番 3 9
 地 目 宅地
 地 積 1. 2 7 平方メートル
- 3 所 在 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢
 地 番 9 5 番 4 2
 地 目 宅地
 地 積 3 2. 6 9 平方メートル
- 4 所 在 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢 9 5 番地 3 7
 家屋 番号 9 5 番 3 7
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 4 8. 0 3 平方メートル
 2 階 4 9. 9 2 平方メートル
 (未登記附属建物 1)
 種 類 物置
 構 造 折板葺軽量鉄骨造平家建

物 件 目 録

床 面 積 約 9 平方メートル

(未登記附属建物 2)

種 類 物置

構 造 折板葺軽量鉄骨造平家建

床 面 積 約 12 平方メートル

令和 8 年(ヌ)第 16 号
令和 8 年 7 月 13 日受理
令和 8 年 8 月 18 日提出

現況調査報告書

静岡地方裁判所

執行官 良 村 和 徳 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢 |
| | 地 番 | 9 5 番 3 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 4 5 . 1 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢 |
| | 地 番 | 9 5 番 3 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 . 2 7 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢 |
| | 地 番 | 9 5 番 4 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 2 . 6 9 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢 9 5 番地 3 7 |
| | 家屋 番号 | 9 5 番 3 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 8 . 0 3 平方メートル
2 階 4 9 . 9 2 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	静岡市清水区梅ヶ谷95番地の37	
土地	物件1～3	
現況地目	☒ 宅地（物件1～3） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☐ ほぼ公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 建物配置図のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（亡A相続財産） ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	☒ 別紙「その他の事項」記載のとおり	
建物	物件4	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある 種類・構造・床面積は 別紙「その他の事項」記載のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（亡A相続財産） ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅・物置として動産を残置したまま占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項	☒ 別紙「その他の事項」記載のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物配置図のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 道路について

北西側は幅員約 5 m の舗装市道であり、南西側は幅員約 4 m の舗装市道である。

■ 本件土地について

本件土地には、次欄記載の建造物の他に簡易物置及び自動車が 2 台存する。

同各自動車は、いずれも車検（自動者検査登録制度）の期限が切れており、同車に係る車検証等の所有者欄は、本件土地所有者である「亡A相続財産」の「A」と記載されている。（生前、土地所有者であったAと同一）

■ 本件建物について

本件土地には、本件建物以外に 2 棟の建造物が存する。

同建造物については、いずれも本件土地とコンクリートで基礎が固められており、壁及び屋根が存する。また、同建造物は、いずれも主たる建物と近接しており、第三者が占有している徴表がなく、A（債務者は、亡A相続財産）が生前使用していた動産が残置しているものと認められることから、Aの所有するものと認定し、下記のとおり未登記附属建物と認定した。

未登記附属建物 1		未登記附属建物 2	
種類	物置	種類	物置
構造	折板葺軽量鉄骨造平家建	構造	折板葺軽量鉄骨造平家建
床面積	約 9 m ²	床面積	約 12 m ²

以上

未登記附属建物 1 内は、自動車教習学校で使用されている運転教習に係るシミュレーター等が存し、未登記附属建物 2 内は、自動車教習学校で使用する学習用教材等が存した。（写真番号 13 番、14 番参照）

未登記附属建物は、現在、使用されていないことから「物置」として認定した。

本件建物 2 階に増築部分が存する。

■ 本件物件に係る供給施設・公法上の規制の概要等については、評価書中の記載を参照されたい。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ 近隣住民	1 本件建物は、2年くらい空き家になっています。 2 Aさんは、自動車教習学校の校長だったと言う話は聞いたことがあります。 3 そのため、自動車教習の学科の授業に教習生が来ていたのを見たことがあります。
☒ B (亡A相続財産特別代理人)	1 私は、亡Aさんの相続財産特別代理人をしています。 2 今回、不動産競売の対象となっている土地建物の様子等については、私は、把握していません。不動産競売を進めるにあたって書類の受領をしているのみで、同不動産の管理処分権が与えられているわけではありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、建物配置図、間取図、及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件各土地は、本件建物の敷地及び駐車場と使用されており、各土地相互間の境界は、不明確である。
- 3 本件建物の玄関の表札には、亡A相続財産のAの氏が表記されていた。第三者が占有している徴表はなく、また、本件建物は、2年前から空き家であるとのことであるから、占有については2枚目記載のとおりとした。
- 4 未登記付属建物は、近隣住民からの聴取並びに建物内に存した静岡県公安委員会が指定した指定書、自動車教習所で使用される自動車運転に係るシミュレーションの機械及びマネキン（救護練習用と思料される）等が存したことから鑑みると、第2種免許取得のための自動車教習所として使用されていたと思料される。しかし、現在は、使用されていないことから物置として認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年7月13日 (月)	執行官室	間取図交付請求 (郵送) 静岡市清水区役所
8年7月13日 (月) 14:15-14:25	静岡地方法務局	隣接土地等の全部事項証明書申請
8年7月14日 (火) 15:00-15:15	物件所在地	現地確認、外観写真撮影、占有関係調査
8年7月31日 (金) 11:10-12:00	物件所在地	占有関係調査、立入調査、写真撮影、評価人同行、境界調査、近隣住民から事情聴取
8年8月12日 (水) 16:05-16:10	執行官室	亡A相続財産特別代理人Bから事情聴取 (電話)

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

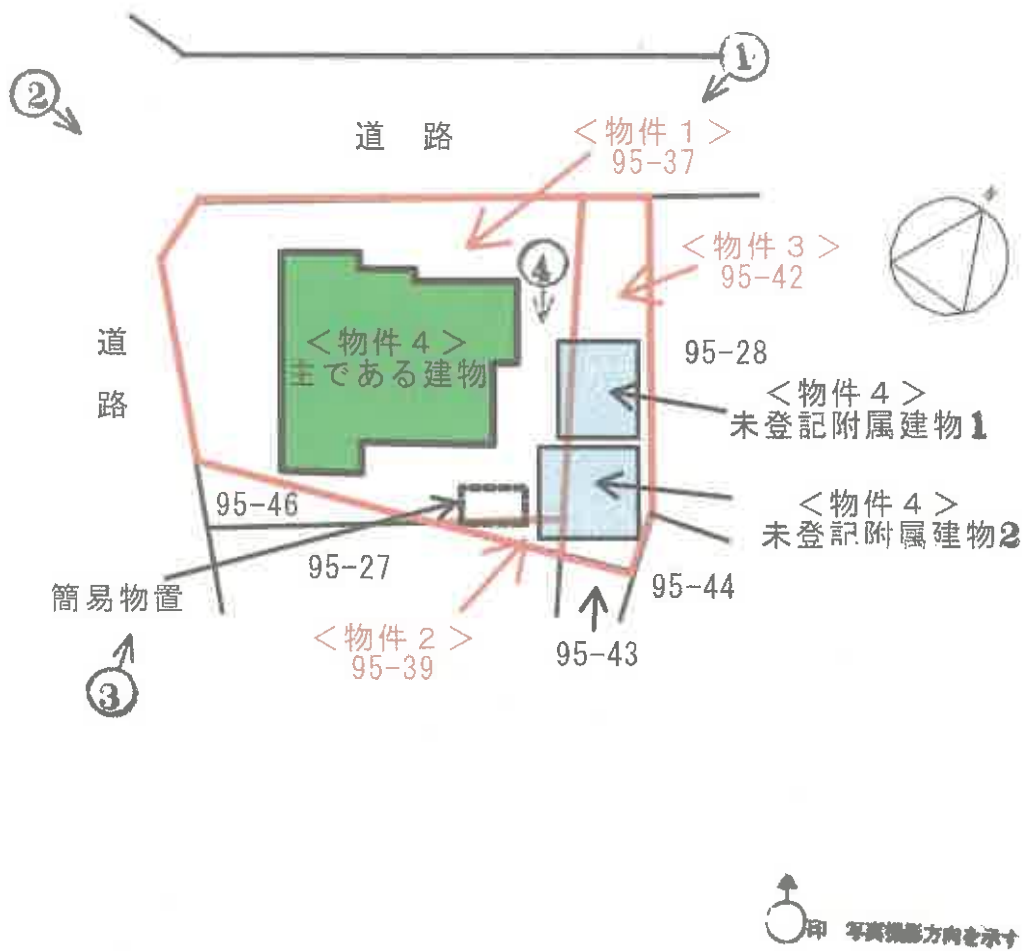
■ 令和8年7月31日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

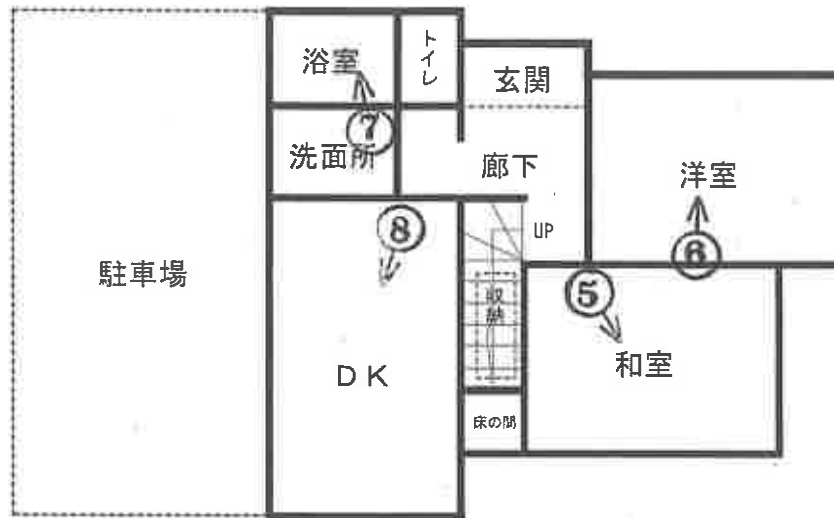
建物配置図



間 取 図

〈物件 4 主である建物〉

1 階



2 階



↑ 写真撮影方向を示す

(8 枚目)

<未登記附属建物 符号- 1 >



<未登記附属建物 符号- 2 >



写真 1

未登記付属建物 1

物件 4



物件 3 あたり

物件 1 あたり

写真 2

物件 4



写真 3

物件 4



写真 4

未登記付属建物 1

未登記付属建物 2



写真 5

建物内の状況



写真 6

建物内の状況



写真 7

建物内の状況



写真 8

建物内の状況



写真 9

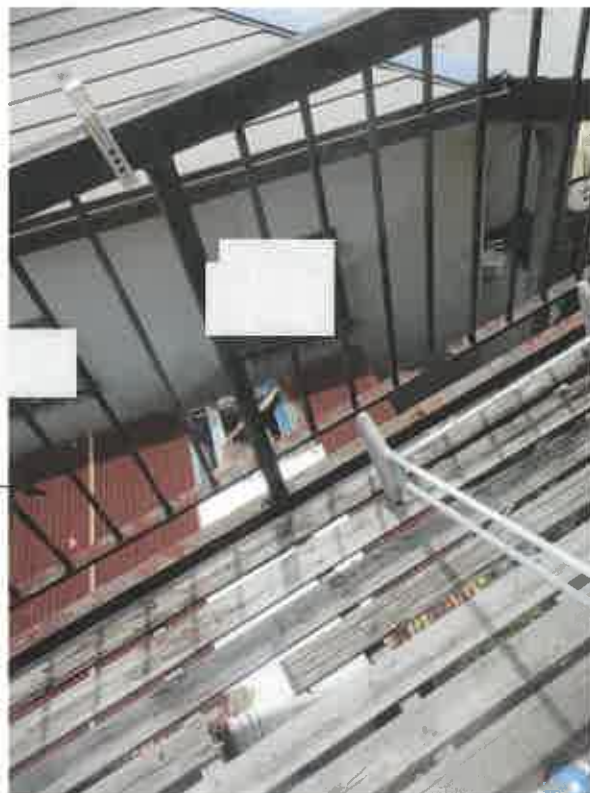
建物内の状況



写真 1 0

ベランダ（朽廃）

簡易物置



（ 14 枚目）

写真 1 1

建物内の状況



写真 1 2

建物内の状況



写真 1 3

建物内の状況
(未登記付属建物 1 内)



写真 1 4

建物内の状況
(未登記付属建物 2 内)



令和 8 年 (又) 第 1 6 号
令和 8 年 7 月 3 1 日 現地調査
令和 8 年 8 月 1 8 日 評 価

静岡地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

岡野 五郎

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢 |
| | 地 番 | 9 5 番 3 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 4 5 . 1 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢 |
| | 地 番 | 9 5 番 3 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 . 2 7 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢 |
| | 地 番 | 9 5 番 4 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 2 . 6 9 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢 9 5 番地 3 7 |
| | 家屋番号 | 9 5 番 3 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 8 . 0 3 平方メートル
2 階 4 9 . 9 2 平方メートル |

第1 評価額

一括価格	
金 4,940,000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 2,900,000 円
物件2 (土地)	金 30,000 円
物件3 (土地)	金 650,000 円
物件4 (建物)	金 1,360,000 円

- 1 一括価格は、物件1～4（未登記附属建物を含む）の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1～3の土地の内訳価格は物件4の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件4の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番号	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり	
2	物件目録記載のとおり	
3	物件目録記載のとおり	
4	物件目録記載のとおり	特記事項参照
特 記 事 項		
・ 物件1～3は一体画地として利用され、同土地に物件4の建物が存する。 ・ 本件土地相互間の境界は不明確である。 ・ 物件4の建物には、後記の未登記附属建物がある。		

※ 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～3）

位 置 ・ 交 通	JR 東海道本線「清水」駅の南西方・直線距離約 4km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	戸建住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員 等の個別的な 規制を考慮し ない一般的な 規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域 無指定 60% 200% — 土砂災害警戒区域
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 接 道 状 況 そ の 他	179.10 m ² ほぼ整形 間口約 14.5m、奥行約 13m (最深部) 平坦地 路面と等高に接面する角地 特になし
接 面 道 路 の 状 況	北西側幅員約 5.0mの舗装市路（建築基準法上の道路） 南西側幅員約 4.0mの舗装市道（建築基準法上の道路）	
土 地 の 利 用 状 況	現況利用・・・物件4の建物敷地として利用されている。 目的外建物の有無・・・なし その他・・・簡易物置	
供給処理施設	上 水 道 あり ガス配管 あり 下 水 道 なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	・ 物件１～３の土地は市街化調整区域に存するが、旧住宅地造成事業に関する法律に基づき、都市計画法第４３条第１項第４号の許可を受けた区域に指定されている。詳細については静岡市土地政策課にて確認されたい。 ・ 物件１～３の土地は土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に含まれる。 ・ 法務局備付の地積測量図は作成時期が古い為、物件１～３の土地は地積に若干の増減が生じる可能性がある。詳細については、別途専門家による実測等の別途調査を要するとみられる。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件4）

区分	主である建物 ※特記事項記載の未登記附属建物がある。
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）：昭和53年5月8日新築、昭和60年8 月10日増築 経過年数：約48年（増築から約41年） 経済的残存耐用年数：ほぼ満了している
仕様	構造：木造2階建 屋根：瓦 外壁：塗壁 内壁：クロス等 天井：クロス、ボード等 床：フローリング、畳等 設備：電気、給排水、衛生 その他：－
床面積（現況）	ほぼ登記どおりとみられる。
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：後添間取図参照
品等	普通
保守管理の 状態	やや劣る
建物の利用 状況	所有者が居宅・物置として動産を残置したまま占有している。 ※ 詳細は、執行官の現況調査報告書を参照されたい。
特記事項	・ 物件4の未登記附属建物の概要は次の通りである（位置関係 については建物配置図参照）。 【未登記附属建物1】 種類：物置 構造：折板葺軽量鉄骨造平家建 床面積：約9㎡ 建築年：不明

	【未登記附属建物 2】 種 類：物置 構 造：折板葺軽量鉄骨造平家建 床面積：約 12 m² 建築年：不明
--	---

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件が戸建住宅とその敷地で収益物件ではないため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする。

1 基礎となる価格

① 物件1～3（土地）

物件1～3の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ＝オ
1	65,300	1.03	145.14	0.9	8,790,000
2	65,300	1.03	1.27	0.9	80,000
3	65,300	1.03	32.69	0.9	1,980,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 静岡清水－17

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $69,900 \text{ 円/㎡} \times 100/100 \times 100/103 \times 100/104 \approx 65,300 \text{ 円/㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地状況を考慮した。

◇地 域 格 差：街路条件（幅員）、環境条件（居住環境）等を考慮した。

イ 個 別 格 差：画地条件（角地）を考慮した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地の状態等を考慮した。

② 物件 4（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ＝ エ
4	157,000	97.95	0.01	150,000
未登記附属建物 1	床面積、品等などの現況を考慮して査定			90,000
未登記附属建物 2	床面積、品等などの現況を考慮して査定			120,000
合 計				360,000

ウ 現価率：経過年数、市場性等を考慮して、上記の通り査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	8,790,000	0.25	法定地上権	2,200,000
2	80,000	0.25	法定地上権	20,000
3	1,980,000	0.25	法定地上権	500,000
合 計				2,720,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ) ×ウ ×エ×オ
1	8,790,000	－ 2,200,000		0.8	0.55	2,900,000
2	80,000	－ 20,000		0.8	0.55	30,000
3	1,980,000	－ 500,000		0.8	0.55	650,000
4	360,000	＋ 2,720,000	—	0.8	0.55	1,360,000
一 括 価 格 (合 計)						4,940,000

ウ 占有減価修正：－

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、土砂災害警戒区域に存すること等を考慮して、なお、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 (静岡清水-17)

所 在：静岡市清水区柏尾 850 番 26

価 格：69,900 円/㎡

価 格 時 点：令和 8 年 1 月 1 日

地 積：173 ㎡

供給処理施設：水道・ガス

接 面 街 路：南東側 4.0m市道

用途指定等：市街化調整区域（建蔽率 60%、容積率 200%）

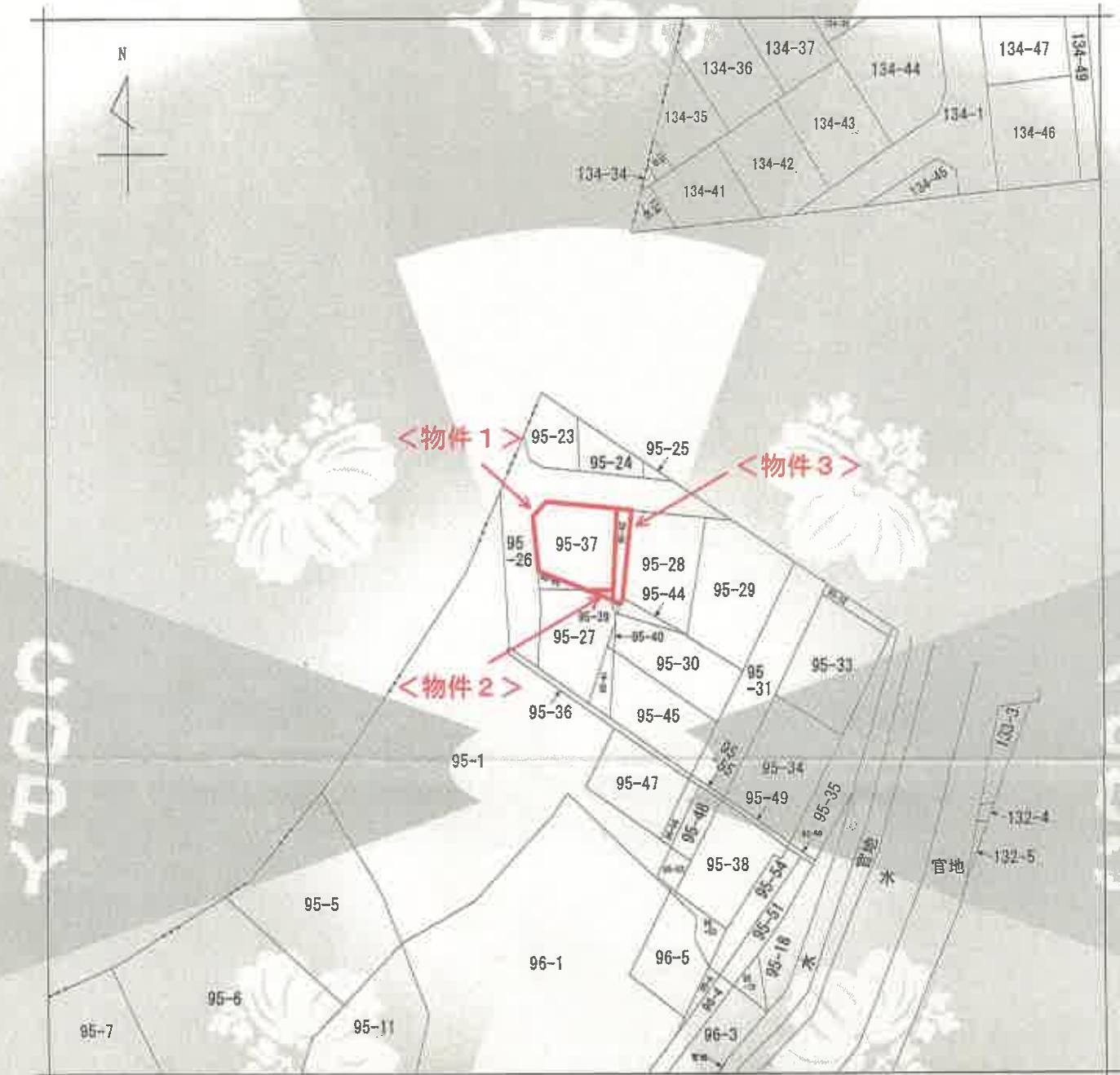
地域の概要：中規模戸建住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物配置図
- 4 間取図

以 上





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在 静岡市清水区梅ヶ谷字倉沢				地 番 95番37		
出 力 縮 小 率	1/600	精 度 区 分	座 標 系 又 は 記 号	分 類	地図に準ずる図面	備 類	旧土地台帳附屬地圖
作 成 年 月 日				備 付 日 年 月 日 (原図)	補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡地方裁判所清水出張所管轄)

令和8年3月6日

名古屋法務局

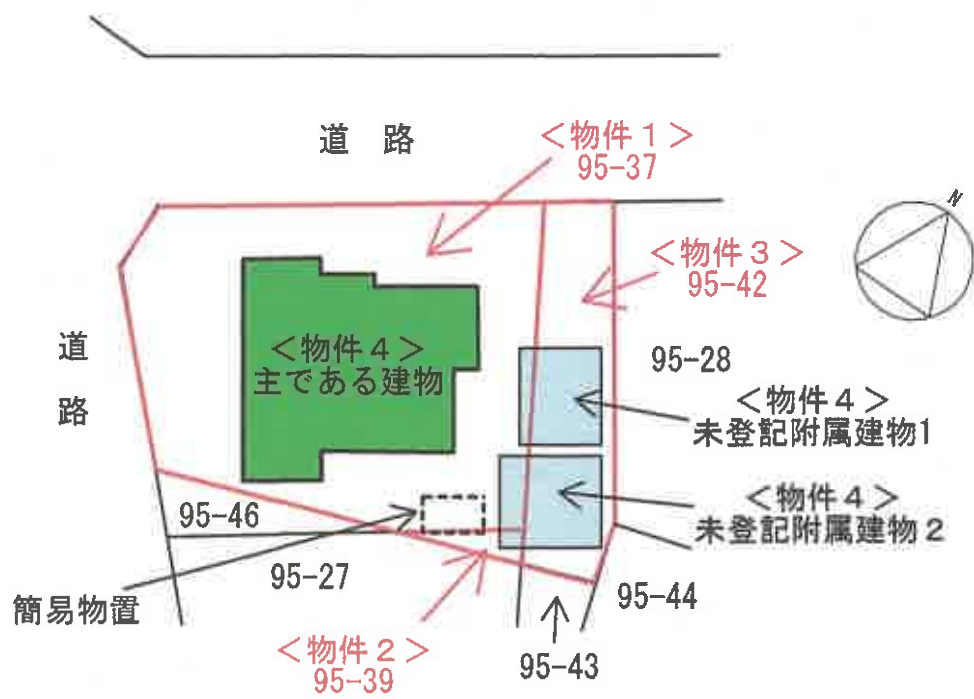
登記官

請求番号：7-1

(1/1)

公図写
A3をA4に縮小

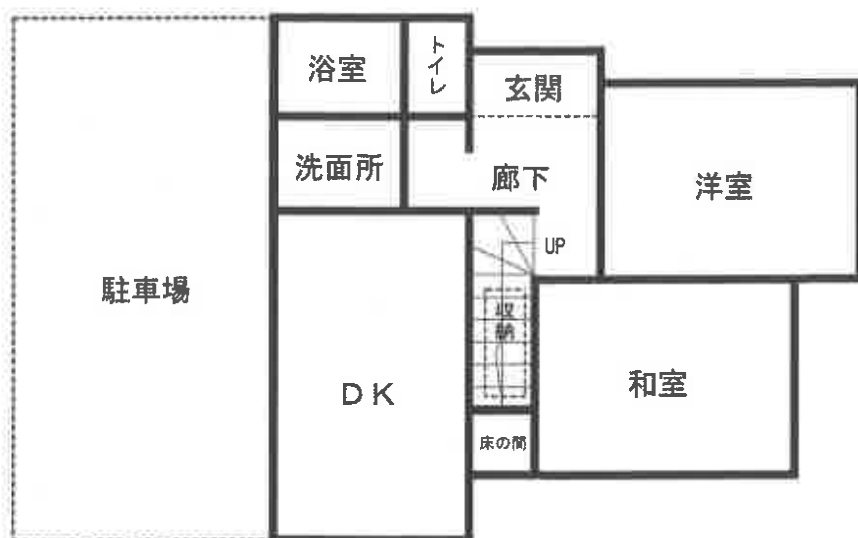
建物配置図



間 取 図

〈物件 4 主である建物〉

1 階



2 階



<物件 4 未登記附属建物 1 >



<物件 4 未登記附属建物 2 >

